

国立大学法人滋賀医科大学利益相反ポリシー

平成 20 年 3 月 27 日役員会承認
令和 4 年 3 月 24 日改正

1 趣旨

滋賀医科大学は、医師・看護職養成機関、医学・看護学研究及び医療の拠点として社会から高い信頼を受けていることを自覚し、事業運営の諸活動において公平・公正であり高い透明性を保ち社会に貢献しなければならない。

大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く真理を探究するところであり、そこから生まれる成果は、人類共通の財産とすることを原則とする。しかしながら、この原則を維持するための動機・判断・行為が、何らかの利害によって不当に影響を受ける可能性が発生する一連の状況が生じる。

このような状況を「利益相反」といい、大学の社会的信頼を保持するためには、日常的に利益相反に対するマネジメントを行う必要がある。利益相反マネジメントを怠れば大学の社会的信頼を損ないかねず、事業運営の諸活動を阻害するおそれが生じる。

このため、滋賀医科大学は、事業運営の諸活動の健全な推進を図り、職員※が安心して活動に取り組むことができる環境を整備することを目的に、利益相反の定義、利益相反マネジメントの基本的な考え方、利益相反マネジメントの対象と判断基準及びマネジメント体制等を本学の利益相反ポリシーとして定める。

職員※：本学の役員、常勤・非常勤を問わず本学に雇用されている者、本学において一定の身分を付与され在籍している者及び本学の学生で産学官連携活動に参画することが認められている者

2 利益相反の定義

(1) 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

職員又は大学（組織）が諸活動にともなって得る成果・利益が、副次的な利益により、動機・判断・行為に影響を及ぼし、事業運営における社会的責任が衝突・相反している状態であり、「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」からなる。

①個人としての利益相反

個人が得る利益と個人の大学における責任とが相反している状態をいう。

②大学（組織）としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任とが相反している状態をいう。

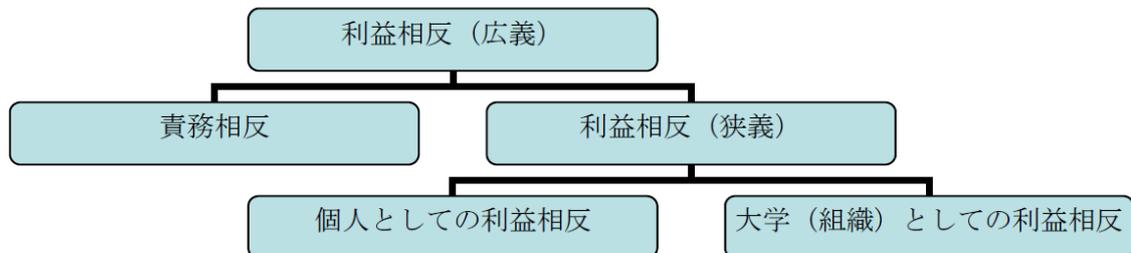
(3) 責務相反

職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っている場合において、大学における職務の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

(4) 「狭義の利益相反」と「責務相反」は、どちらも大学における責任の遂行が問題となる

点は共通するが、その要因が「企業等から得る利益」である場合は「狭義の利益相反」となり、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合は「責務相反」となる。本ポリシーでは、特段の表記がない限り、「広義の利益相反」を単に「利益相反」と記す。

〈利益相反の概念図〉



3 利益相反マネジメントの基本的な考え方

（1）研究

- ① 本学の事業及び社会貢献という大学の果たすべき役割に鑑み、産学官連携を積極的に推進する。
- ② 研究活動の過程において付随的に生じうる利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメント体制を構築・整備する。
- ③ 連携協働する産業界に対しても利益相反マネジメントについての理解と協力を求め、相互の社会的信頼を喪失しないよう、利益相反に関する状況を常に注視し、適切に対応する。
- ④ 研究に関する利益相反マネジメントは、職員の研究活動を制限するものではなく、職員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の健全性の確保と職員が安心して研究活動に取り組める環境を整備するためのものである。

（2）教育

- ① 大学における学部・大学院教育及び医療従事者教育としての教育は、その教育活動、評価を公平・公正に実施しなければならない。
- ② 教育活動の過程においても、付随的に生じうる利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメント体制を構築・整備する。
- ③ 教育活動の過程において付随的に生じ得る利益相反とは、産学官連携に伴う利害の衝突及び、教育担当者と学習者（学生及び研修医等）、学習者となることを予定される者（入試選抜者、入職者等）とに生じる利害の衝突をいう。
- ④ 教育活動の範囲については、学校教育における教育のみならず、医療従事者教育としての手術手技研修（CST）を含むが、手術手技研修における利益相反については産学官連携の利益相反として扱うものとする。

4 利益相反マネジメントの対象と判断基準

- (1) この利益相反ポリシーは、職員等を対象とする。
- (2) 本学の職員等が、社会通念上、妥当とされる範囲を著しく逸脱し、大学の活動の公正さに疑念を生じさせていると判断する基準は、次の各号に該当する場合とする。
 - ①職員等が、その職務等に対して個人的な利益を優先させていると客観的に考えられる場合（狭義の利益相反）
 - ②個人的な利益の有無にかかわらず学外活動への時間配分を優先させていると客観的に考えられる場合（責務相反）

5 マネジメント体制

- (1) 利益相反マネジメントに係る基本方針、具体的事項に関する審議並びに法令、本学の諸規程及び本ポリシー等に基づき、利益相反行為にかかる審査を別紙の体制で行う。
- (2) 利益相反マネジメント・アドバイザー
産学官連携に関する利益相反を構成する事実関係について、専門的見地から適切な指導・助言等を行うため、利益相反マネジメント・アドバイザーを置く。

6 その他

本ポリシーは、社会や本学を取り巻く環境の変化等に応じて見直しを行うものとする。